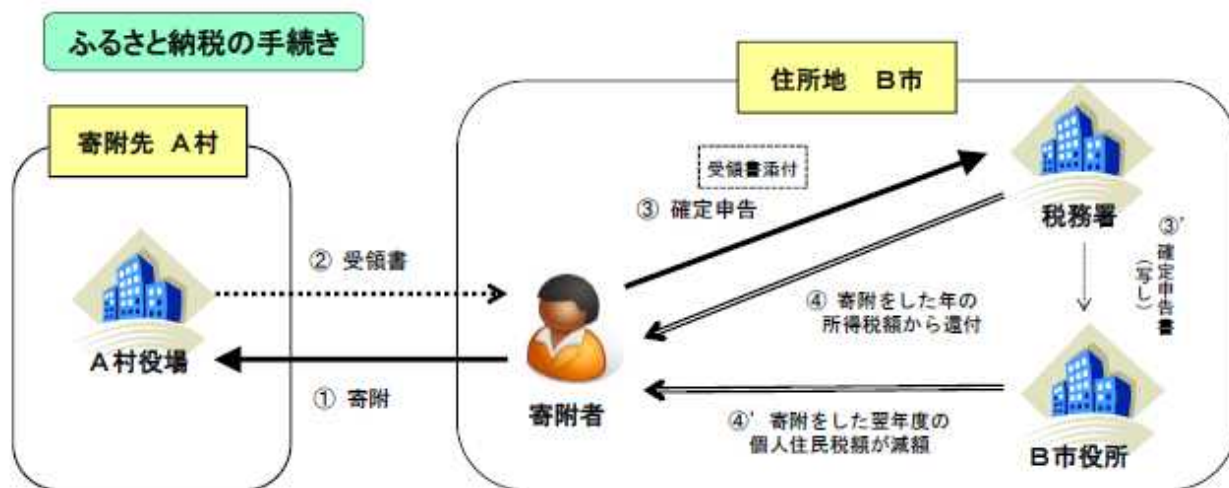


ふるさと納税（ふるさと寄附金）について

ふるさと「納税」という言葉が使われているが、法律上は「寄附金」として扱われる。都道府県・市区町村への寄附金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、所得税と翌年度の住民税が控除される。税金の控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行わなければならない。確定申告時には、市が発行する証明書が必要になる。また、ふるさと納税は、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どこの自治体に対する寄附でも対象となる。

平成25年度には10万6000人強がふるさと納税を利用し、寄附金額は130億円※を超えた。（※H24.1.1～12.31にされた寄附金のうち、寄附金控除の申告があった寄附金を集計）



(総務省自治税務局 HP より)

【ふるさと納税の特徴】

- ① 税金が控除される
- ② 使い道を指定できる
- ③ 生まれ故郷でなくても寄附ができる
- ④ 複数の自治体に寄附ができる
- ⑤ 自治体によっては特産品などのお礼の品がもらえる

① 税金の控除について

(1) と (2) の合計が控除を受けられる額となる。

(1) 所得税の控除額

(寄附金額－2,000 円) × 所得税の税率 (0～40%が軽減)

(2) 住民税の控除額 (a) + (b)

(a) 基本控除 (寄附金額－2,000 円) × 10%

(b) 特例控除 ※住民税所得割額の 10%が限度

(寄附金額－2,000 円) × {90%－(所得税の税率 (0～40%が軽減))}

※平成 26 年度から平成 50 年度は所得税の税率に復興特別所得税が加算される。

(総務省自治税務局 HP より)

税控除の計算例

年収 700 万円の給与所得者 (夫婦、所得税率 20%、住民税所得割額 30 万円) が 3 万円寄附

(1) 所得税の控除

(30,000 円－2,000 円) × 20% = 5,600 円

(2) 住民税の控除額 (a) + (b)

(a) (30,000 円－2,000 円) × 10% = 2,800 円

(b) (30,000 円－2,000 円) × {90%－20%} = 19,600 円 ※ 19,600 円 < 30,000 円

住民税の控除額は、(a) + (b) = 22,400 円

税控除額は、(1) + (2) = 28,000 円となり、寄附者は実質 2,000 円の負担で 30,000 円の寄附ができることになる。

(総務省自治税務局 HP より)

【法人からの寄附】

法人が自治体に寄附をした場合、寄附した額を全額損金に算入し、税金の控除を受けることができる。自治体への寄附は特定寄附金の「国、地方公共団体に対する寄附金」に該当し、一般的な寄附金の場合と異なり、損金処理ができる額に限度がない。

② 使い道を指定できる

ほとんどの自治体で寄附をする「使い道」が選べるようになっている。例えば「A 市の美しい自然を守るための森林育成」「A 市の子育て環境を整えるための基金」など、様々な使い道を指定することができる。

普段、支払っている税金が何に使われているのか知っている人は少ない。ふるさと納税

は、自分のお金を自分が使ってほしいことに使うことができる制度である。

③ 生まれ故郷でなくても寄附ができる

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷でなくても寄附をすることができる。応援したい自治体や思い出の地に寄附をして税金の控除を受けることが可能である。

④ 複数の自治体に寄附をすることができる

寄附先の団体数に制限はなく、複数の自治体に寄附をすることができる。

なお、複数の自治体に対して寄附を行った場合は、その寄附金の合計額に基づいて軽減される税金の額が計算される。そのため、複数の自治体に寄附をする場合は税額控除の適用上限に注意する必要がある。控除の適用上限は、年収や家族構成によってそれぞれ異なる。

⑤ 自治体によっては特産品などのお礼の品がもらえる

ふるさと納税をすると、特産品などを寄附のお礼として送ってくれる自治体がある。特産品などの特典をもらえることが、ふるさと納税の誘因となっていると考えられている。

【参考】

「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」、総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

「ふるさと納税とは?」、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、

<http://www.furusato-tax.jp/about.html>

『ふるさと納税』は税金ではなく『寄附』、2000円の実質負担で特産品を賢く楽しむ」、日経BPネット、

<http://www.nikkeibp.co.jp/article/matome/20150128/433341/?ST=life&P=1&rt=nocnt>

「掛川市地震・津波対策寄附金」、掛川市、

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/city/kihu/jisin/kifukin.html>